

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第18条の4第1項	一般粉じん発生施設の基準適合命令又は施設の使用停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

一般粉じん発生施設を設置している者が第18条の3の基準を遵守していないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。